

令和8年度 放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰

顕彰要綱

主催 (公財) 原子力安全技術センター
(公社) 日本アイソトープ協会
(公財) 日本分析センター
放射線障害防止中央協議会

- I. 目的 放射性同位元素等の安全管理又は環境放射能対策の向上のために尽力して優れた成果を挙げた個人を表彰することにより、関係者の更なる意欲の向上と安全確保に対する国民の理解の増進に資することを目的とする。
- II. 行事 放射線安全管理功労者及び環境放射能対策功労者の選定と表彰
- III. 主催 (公財) 原子力安全技術センター、(公社) 日本アイソトープ協会、
(公財) 日本分析センター、放射線障害防止中央協議会
- IV. 後援 原子力規制委員会
- V. 運営 (1) この表彰を実施するために放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰委員会(以下「表彰委員会」という。)を置く。
(2) 表彰委員会は委員4名をもって構成する。
(3) 表彰委員会は本行事に関するすべてのことを決定する。
(4) 運営に必要な経費は、拠出金により行うものとする。
(5) 功労者の選定については、審査委員会を設けて行うものとする。
- VI. 功労者の選定
1. 表彰区分
- (1) 放射線安全管理功労表彰
(2) 環境放射能対策功労表彰
2. 表彰対象者
- 次に掲げる表彰区分のいずれかに該当する者。ただし、同一の業績によりすでに黄(おう)、紫(し)、藍綬褒章(らんじゅほうしょう)を受けた者を除く。
- (1) 放射線安全管理功労者(概ね12名)
放射性同位元素等の取扱事業所等において、多年に亘り安全管理業務に従事し、安全確保に尽力した個人
- (2) 環境放射能対策功労者(概ね3名)
環境放射能対策を実施している事業所等において、多年に亘り当該事業に従事し、環境放射能対策に尽力した個人
3. 審査事項
- (1) 放射線安全管理功労表彰
- 放射性同位元素等の取扱いに係る安全管理業務に10年以上従事し、その間、安全意識のもとに当該安全管理業務を確実に遂行することにより安全確保を実現した事項

- ・放射性同位元素等の取扱いに係る安全管理業務を行い、安全管理に係る調査・研究等について優れた成果を挙げた事項

(2) 環境放射能対策功労表彰

- ・環境放射能対策に係る業務に10年以上従事し、その間、当該業務を確実に遂行するとともに、業務能率の増進、業務の合理化等の活動を実現した事項
- ・原子力事象（災害）における環境放射能対策で貢献した事項
- ・環境放射能対策に関する業務を行い、調査・研究等について優れた成果を挙げた事項

4. 審査委員会

表彰委員会から委嘱された審査委員5名以内をもって表彰区分ごとに審査委員会を設ける。審査委員会は、表彰区分ごとに国、地方公共団体及び関係団体等から推薦のあった個人から、放射線安全管理功労者・環境放射能対策功労者（以下「功労者」という。）を選定し、表彰委員会に報告する。

5. 推薦要領

(1) 候補者の推薦は表彰区分ごとに下記の資料を所要部数提出することによる。

- ①推薦書（別記様式第1） 1部
- ②推薦状（別記様式第2） 1部
- ③補足資料（候補者の功績を示す関係資料、新聞記事等） 1部
- ④勤務者が現在の勤務先以外から推薦された場合は、現在の勤務先の長、若しくは所属部署の長の同意書（別記様式第3） 1部

(2) 次の欠格事由に該当する者は、表彰を受けることができない。

- ①この顕彰要綱により、既に同一の事績で表彰を受けている者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで及びその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③所属組織での懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力災害対策特別措置法、放射性同位元素等の規制に関する法律、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律に違反し、不利益処分又は罰則を課された者
- ⑤①～④に定める者のほか、表彰委員会が表彰することが適当でないと認める者

(3) 提出先は、以下の審査委員会事務局とする。

- ①放射線安全管理功労表彰 （公社）日本アイソトープ協会
- ②環境放射能対策功労表彰 （公財）日本分析センター

6. 功労者の決定

審査委員会から表彰区分ごとに選定された功労者については、その報告を受けて表彰委員会が決定する。

ただし、当該表彰を受賞した者の行為が、虚偽の申告等当該表彰に著しく相応しくないと判明した場合は、当該表彰を取り消すことがある。

VII. 功労者の表彰

(1) 令和8年度は以下のとおり東京において行う。(注1)

表彰式日時： 令和8年11月16日(月)(予定)

表彰式会場： 原子力規制委員会会議室又は表彰委員会が指定する場所

(2) 功労者には、表彰式において原子力規制委員会委員長賞(表彰状及び楯)を授与する。

(注1) 表彰式の出席に要する旅費は支給しない。ただし、都合により功労者が表彰式会場に出席できない場合は、代理者の出席またはオンラインによる出席を可能とする。

VIII. 功労者の発表

令和8年10月下旬(予定)